

2021（令和3）年4月1日

昭和保育園 重要事項説明書

1 施設運営主体

| | |
|---------|-------------------|
| 名 称 | 社会福祉法人 名張市社会福祉協議会 |
| 所 在 地 | 名張市丸之内79番地 |
| 電 話 番 号 | 0595-63-1111 |
| 代表者氏名 | 会長 奥村 和子 |

2 利用施設

| | | | | | | |
|-------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|
| 施 設 の 種 類 | 保育所 | | | | | |
| 施 設 の 名 称 | 昭和保育園 | | | | | |
| 施 設 の 所 在 地 | 名張市丸之内67番地10 | | | | | |
| 連 絡 先 | 電話番号 0595-63-1767 FAX 0595-63-9916 | | | | | |
| 管 理 者 | 園長 服部 由美 | | | | | |
| 対 象 児 童 | 児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童 | | | | | |
| 利 用 定 員 | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 |
| | 15人 | 24人 | 24人 | 29人 | 29人 | 29人 |
| 開 設 年 月 日 | 2010(平成22)年 4月 1日 | | | | | |

3 施設の目的・運営方針

昭和保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。
- (4) 当園は、「名張市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」その他関係法令を遵守し運営します。

4 職員体制

| 職種 | 員数 | 職種 | 員数 |
|--------|----|----------|----|
| 園長 | 1 | 保育士（補助含） | 29 |
| 主任保育士 | 1 | 看護師 | 1 |
| 副主任保育士 | 2 | 調理員（代行含） | 5 |
| 専門リーダー | 3 | 事務員 | 2 |

※職員数は、実際の受け入れ児童数等により変動することがあります。

5 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）並びに国民の祝日及び国民の休日は、休園となります。

6 保育を提供する時間及び利用時間

当園が保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時15分から18時15分まで（土曜日は18時まで）の範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時15分までの範囲内で、延長保育を提供いたします。（土曜日を除く。延長保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。）

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時15分から8時30分まで及び16時30分から19時15分まで（土曜日は18時まで）の範囲内で、時間外保育及び延長保育を提供いたします。（時間外保育及び延長保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。）

7 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

（1）に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を当園にお支払いいただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

8 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 園児が小学校等に就学したとき
- (2) 園児の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

9 嘴託医

当園は、以下の医療機関と嘴託医契約を締結しています。

- (1) 内科、小児科

| | |
|---------|--|
| 医療機関の名称 | みらいのこどもクリニック |
| 所 在 地 | 名張市希央台4番町2番 医療法人 グリーンスウォードメディカルセンター4階 |
| 電 話 番 号 | 0595-62-3888 |

- (2) 歯科

| | |
|---------|--------------|
| 医療機関の名称 | たきおか歯科クリニック |
| 所 在 地 | 名張市結馬942番地 |
| 電 話 番 号 | 0595-62-0620 |

10 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、嘴託医又は保護者の指定する園児のかかりつけ医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

11 非常災害対策

非常災害時に備え、消防計画を作成し、防火管理者を定めるとともに、避難及び消火の訓練を毎月1回以上実施します。

また、非常変災時における園児の安全確保については、土砂災害に関する避難確保計画等に基づく対応とともに、別途（非常変災時における保育の対応について）のとおりとします。

12 虐待防止のための措置

園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施、その他必要な措置を講じます。

13 苦情対応

保護者は、提供した保育に対し苦情等を申し出ることができます。その場合、当園は速やかに事実関係を調査し、改善の必要性の有無や改善方法等解決にあたります。

1 4 個人情報の取扱い

- (1) 個人情報の取得は、原則として園児・保護者・家族本人から行います。
その他個人・機関を問わず個人情報を取得する場合は、保護者の同意を得て行います。
- (2) 個人情報の利用目的
 - ・当園で行う特定教育・保育支援の提供
 - ・監査官庁に対する報告
 - ・嘱託医・嘱託歯科医等特定教育・保育支援に必要な関係者への提供
 - ・各種検査委託事業者への提供
 - ・賠償責任保険の契約及び損害賠償請求に関する保険会社への提供
 - ・保育士養成学校・専門職員養成学校等施設実習生への必要最低限の提供
- (3) 個人情報の保護
 - ・当園は、その業務上知り得た園児等の個人情報について、特定教育・保育支援に必要な範囲において、保護者の同意のもと適切に取扱いいたします。

1 5 保護者との連携

- ・個人懇談やクラス懇談会等を通して、保護者との連携を図り、信頼関係を構築します。
- ・乳児使用紙オムツの持ち帰りについて、衛生面や感染症対策から令和3年度から、当園にて処分する新たなサービスを提供します。

別表：利用者負担金

1 全員が対象となるもの

特定教育・保育の提供に要する利用者負担金（実費分）

| 項目 | 内容、負担を求める理由及び目的 | 金額 |
|----------|---------------------------------|--------------------|
| 写真代 | 保育行事等の写真 | 1枚 40円 |
| 遠足に係る交通費 | 公共交通機関（電車、バス等）その他 移動手段に要する経費 | 実費 (実際に要した経費) |
| 親子遠足積立金 | 親子遠足旅費等の積立 | 1,500円 (4月～10月) |
| 保護者のおやつ代 | 1年に1回、おやつ試食会を開催 参加者のおやつ代 | 1食 50円 |
| 保育用品代 | 保育に必要な保育用品 | 実費 |
| 保護者会会費 | 名張市保護者会連絡協議会会費 昭和保育園保護者会運営費 | 1ヶ月 300円 |

2 3歳児～5歳児が対象となるもの

幼児教育の無償化に伴う給食の提供に要する利用者負担金（該当者のみ）

| 項目 | 内容、負担を求める理由及び目的 | 金額 |
|-----|-----------------|------------|
| 副食費 | 給食費（実費分） | 1ヶ月 4,500円 |

3 該当者（利用者）のみ対象となるもの

(1) 時間外保育及び延長保育に係る利用者負担金

名張市が定める利用者負担金の額

※ 上記費用の支払を受けた場合、必要に応じ領収証を交付します。

同 意 書

私は、本書面に基づいて、昭和保育園の利用にあたっての重要事項説明書
内容に同意します。

昭和保育園 園長 様

令和 年 月 日

保護者住所：名張市

児童氏名：

保護者氏名：

(印)

児童から見た続柄：

個人情報使用同意書

下記児童及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・児童の発達の為に必要な関係機関に対し、必要な情報提供を行い円滑な接続を図り、支援を行うこと。
- ・緊急時において、病院その他関係機関に対し、必要な情報提供を行うこと。
- ・小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園にあたり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・他の保育所等へ転園する場合、その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。

昭和保育園 園長 様

令和 年 月 日

保護者住所：名張市

児童氏名：

保護者氏名：

(印)

児童から見た継柄：